

## 国民総背番号3法案のポイントと問題点

2012年2月14日、次の番号3法が閣議決定され、第180回国会に提出されました。

- ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（マイナンバー法案）
- ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- ③地方公共団体情報システム機構法案

①②は内閣官房社会保障改革担当室、③は総務省が担当です（以後、①は「番号利用法」、②は「整備法」、③は「機構法」、総称として「番号法」と略します）。

共通番号制度については2011年6月の『大綱』で法案策定作業を念頭に政府・与党として方向性を示し、12月に『社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要（案）』が示されていました。しかし今回の番号3法案は、これらと比べてもさらに国民管理のための制度へと変質しています。

### 【1】「国民が主権者」から国民管理に変質した番号制度の目的

政府はこの番号制度について、一貫して社会保障と税の番号制度と説明し、「主権者たる国民の視点に立った番号制度の構築」だと宣伝してきました。ところがこの番号利用法案の第一条（目的）はそれとは大きく異なり、行政による国民情報管理を効率化するための制度になっています。

第一条ではこの法律の目的としてまず、行政が番号による個人・法人の識別機能を活用して、効率的な個人・法人情報の管理・利用、そして他の行政機関との間での迅速な情報の授受を可能にすることをあげています。あくまで管理する側の効率化と管理強化のための番号だと正直に述べています。そして次に、国民が手続きの簡素化による負担の軽減と本人確認の簡易な手段を得られるようにすることをあげています。しかし負担の軽減はあっても「国民が主権者」の視点はまったくありません。

いままで目的と説明されてきた「真に手を差し伸べるべき者に対する社会保障の充実」も「国民生活を支える社会的基盤を構築」も「国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会の実現」も「個人の権利利益の保護」も、すべて目的から消えました。12月の『法律事項に関する概要（案）』で目的に掲げられていた「国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与」もなくなりました。

法案提出後に行われた2月26日の神奈川でのリレーシンポで政府の担当者である峰崎参与は、この番号制度は「行政手続における特定の個人を識別するための番号」であり、利用事務はその都度法律で定めることで何にでも使えるツールだと、いままで「社会保障・税番号」として検討してきたことを全て覆す説明をしています。

また「本人確認の簡易な手段を得られるようにする」ことを、あたかも国民の利便性の向上であるかのように述べていますが、『大綱』が述べていたように、この番号制度では私たちは「番号」を告知する義務を負い、告知を拒むことは許されず、間違った「番号」を告知することも禁じられます。そのため本人確認にあたり「本人であることの証明手段」を提示することが国民の義務になります。「国民が本人確認の簡易な手段を得られるようにする」のは利便性向上ではなく、「国民は本人確認の手段を所持しなければ生活できなくなる」のであり、この共通番号と本人確認の手段（＝個人番号カード）によって、国民は徹底的に管理の客体とされます。

そもそも政府総務省は住基カードを「公的な身分証明書」だと宣伝してきました。いまさら「国民が本人確認の簡易な手段を得られる」と言うでは、住基カードはなんだったのでしょうか。しかも住基ネットを基礎とした番号制度のため、住民登録のない方はこの本人確認手段を得られません。

第三条（個人番号及び法人番号の利用の基本）でも、番号制度の趣旨は行政事務の処理の対象の特

定する簡易な手段を設けることだとしつつ、情報の共有により「社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資する」と述べています。「その他の行政分野」とあるように、この番号利用法案の対象は社会保障と税制だけではありません。しかも「給付と負担の適切な関係」という表現は、より多く税や費用負担したものにより多く給付する、という意図がうかがえます。少なくとも「適切」とは何を意味するのか明確でなければ、番号制度の「悪用」は避けられません。個人情報保護についても、行政等に対して情報管理の適正の確保をうたっていますが、国民の側の「自己情報のコントロール権」の尊重などどこにも書いてありません。

この法案によって、共通番号は行政による国民情報管理のための制度であり、国民は管理の客体としか見られていないことがはっきりしました。政府は「主権者たる国民の視点に立つ」ということがどういうことなのか、一から考え直すべきです。

## 【2】サービス提供から国民管理に拡大した利用事務

番号制度の利用範囲として『大綱』は年金・医療・介護保険・福祉・労働保険・税務・その他（災害、条例利用）をあげていました。利用内容も社会保障関係では申請・請求や受給の際の本人確認で、税では法定調書への番号の記載や賦課徴収事務でした。

しかし今回の番号法の利用事務の別表では、それとは大きく異なる利用が追加され、93事務になっています。社会保障関係では、事務の範囲が公衆衛生や学校関係、公営住宅の管理事務などに広がり、事務の内容も申請手続や届出、給付、交付などから、費用徴収、認定・入所入院措置のような権力行政、患者・対象者管理にまで広がりました。事務の内容は今後それぞれの省令で規定されることとなりますが、費用徴収ではいま都道府県条例で住基ネットの利用が広がっている滞納整理のための所在の追跡事務が入ってくると思われれます。

『大綱』と異なる事務の例（漢数字は別表第一の番号）

### ・公衆衛生関係の事務の追加

- 十 予防接種法による、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収
- 十四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による、診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付
- 四十九 母子保健法による、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収
- 七十 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による、入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給
- 七十六 健康増進法による、健康増進事業の実施
- 八十二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による、処遇改善の請求

### ・住宅関係の事務の追加

- 十九 公営住宅法による、公営住宅に規定する公営住宅の管理
- 三十五 住宅地区改良法による、改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置

### ・学校・教育関係の事務の追加

- 二十六 特別支援学校への就学奨励に関する法律による、特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁
- 二十七 学校保健安全法による、医療に要する費用についての援助
- 八十一 独立行政法人日本学生支援機構法による、学資の貸与

九十一 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による、就学支援金の支給

・福祉関係の事務での措置や対象者管理などへの利用の追加

七 児童福祉法による、里親の認定、養育里親の登録、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、医療の給付等の事業若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収・支払命令

八 児童福祉法による、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施又は費用の徴収

十二 身体障害者福祉法による、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収

十五 生活保護法による、保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収

三十四 知的障害者福祉法による、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置・費用の徴収

四十一 老人福祉法による、福祉の措置又は費用の徴収

八十四 障害者自立支援法による、自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施

・労働関係での給付以外の事務

三十六 障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録

五十一 雇用対策法による再就職援助計画の認定

五十七 雇用保険法による失業等給付の支給又は雇用安定事業若しくは能力開発事業の実施

・税務以外での徴収事務の追加

二 健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収

四 船員保険法による保険料等の徴収

七 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収

八 児童福祉法による保育所における保育の実施又は費用の徴収

十二 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収

十三 身体障害者福祉法による費用の徴収

十四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収

十五 生活保護法による保護に要する費用の返還又は費用の徴収

二十四 厚生年金保険法による保険料その他徴収金の徴収

三十 国民健康保険法による保険料の徴収

三十一 国民年金法による保険料その他徴収金の徴収

三十二 国民年金法による（国民年金基金の）掛金の徴収

三十四 知的障害者福祉法による費用の徴収

四十一 老人福祉法による費用の徴収

四十九 母子保健法による養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収

五十九 高齢者の医療の確保に関する法律による又は保険料の徴収

六十八 介護保険法による保険料の徴収

七十五 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図る組合のための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による特例業務負担金の徴収

七十七 独立行政法人農業者年金基金法による保険料その他徴収金の徴収

八十八 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による特例納付保険料の徴収

### 【3】番号利用法での個人番号の利用範囲

番号利用法では、個人番号を含む個人情報を「特定個人情報」とよんでいます。この「個人番号」は「住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの」（第二条5）と定義されていますが、「マイナンバー」の他、「個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む」（第二条7）とされています。この「特定個人情報」を含む個人情報ファイルを「特定個人情報ファイル」としています。

そして利用事務を「個人番号利用事務」と「個人番号関係事務」の2種類に区分しています。

「個人番号利用事務」は、法第六条第一項・第二項により、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人番号を効率的に検索し管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務です。この第六条第一項が、別表第一に規定する事務です。第二項は地方公共団体が福祉・保健・医療その他の社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務で、条例で定める事務です。これらの事務を処理するものが「個人番号利用事務実施者」です。

「個人番号関係事務」は、「第六条第三項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を利用して行う事務」です。この事務を処理するのは「個人番号関係事務実施者」です。以下の規定やその他の法令又は条例の規定によって、第一項・第二項の事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、その事務を行うために必要な限度で個人番号を利用できるとされています。

- ・健康保険法の、被保険者の資格取得・喪失や報酬月額・賞与額を事業主が保険者等に届出等
- ・相続税法の、生命保険や損害保険の保険金、退職手当金、信託、財産、債務などの調書の提出
- ・厚生年金保健法の、被保険者の資格取得・喪失や報酬月額・賞与額の届出等
- ・租税特別措置法の、上場証券投資信託等の償還金等の課税の特例、その他
- ・所得税法の、給与所得者の特定支出の控除、支払調書・支払通知書、その他
- ・雇用保険法の、被保険者に関する届出
- ・内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の、国外送金等調書の提出

第六条ではその他に、激甚災害の発生時には所得税法第二百二十五条に規定する利子等・配当金・生命保険金・損害保険金の支払いをする者が、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができるとなっています。金融機関はあらかじめ「個人番号」をそれぞれの個人情報データベースに記録しておくことになり、データマッチングへの目的外利用も懸念されます。

さらに5として、「第十七条第十号から第十三号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる」となっています。この中で第十一号では、刑事事件の捜査や裁判の執行、租税に関する犯則調査や、「その他政令で定める公益上の必要があるとき」に利用が可能となっています。「捜査関係事項照会」などにより特定個人情報が警察等に提供され、個人番号が利用される危険性があります。しかしこれらの利用状況は本人開示の対象にならず、第三者機関のチェックも対象外です。

なおこれらの事務は委託、さらに再委託することが認められています（第七条）。近年、業務委託先からの情報漏えい事件は多発しています。住基ネットでも2007年5月に愛媛県愛南町で、町村合併時のデータ統合業務の再委託会社の社員のパソコンから住民票コードを含む住民情報がファイル交換ソフトを通じて流出する事件が発覚しています。にも関わらず、行政が国民から強制的に集めたプライバシーに関わる個人情報をこのような危険に晒すことが許されるのでしょうか。

法案では、これらの委託・再委託にあたり、委託先に対する適切な監督を義務づけています（第八条）。しかし委託→再委託となっていくほど、監督には限界があります。しかもこの番号制度は個人情報の共有を目的とした制度であり、自分の所管でいくら監督をしっかりとしても、共有・利用した先の監督までチェック出来るわけではありません。

#### 【4】個人番号を含む特定個人情報はどう提供されるか

「特定個人情報ファイル」については、「個人番号利用事務等実施者（個人番号利用事務実施者＋個人番号関係事務実施者）」と「その他個人番号利用事務等に従事する者」は、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて作成してはならないとされていますが（第十六条）、「必要な範囲」は実施者が判断することになります。

この（個人番号を含む）特定個人情報を提供できるのは次の場合ですが、「必要な限度」や「その他政令で定める公益上の必要」など、行政の恣意的判断に委ねられている部分もあります（第十七条）。

- 一 個人番号利用事務実施者が、第六条一項（別表第一）・二項の事務で、必要な限度で本人・代理人や他の個人番号利用事務実施者に提供
- 二 個人番号関係事務実施者が、第六条三項の事務を処理するために必要な限度で提供
- 三 本人又は代理人が、個人番号利用事務等実施者に本人の特定個人情報を提供
- 四 地方公共団体情報システム機構が、個人番号利用事務実施者の求めにより機構の保存する本人確認情報を提供（住基法第三十条の九～十二に規定）
- 五 委託・合併その他の事由による事業の承継に伴い提供
- 六 住基法第三十条の六第一項の規定で、市町村が住民票の記載・消除・修正を行った場合に、本人確認情報を都道府県に通知
- 七 別表第二の第一欄に掲げる者が、同表の第三欄に掲げる者に、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために、同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合に、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供
- 八 国税庁長官・都道府県知事・市町村長の間で、地方税法の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供
- 九 地方公共団体が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供
- 十 第三者機関である個人番号情報保護委員会に、第四十七条第一項の規定（報告・立入検査）により求められた特定個人情報を提供
- 十一 衆参議院の委員会・参議院の調査会が国会法や議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の規定で行う審査・調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査若しくは租税に関する調査又は会計検査院の検査が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき
- 十二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
- 十三 その他これらに準ずるものとして個人番号情報保護委員会規則で定めるとき。

#### 【5】情報連携の仕組みが不明なまま番号法を提出

今回の法案は、『大綱』では「情報連携基盤」とよんでいた個人情報の共有・共用システムを、「情報提供ネットワークシステム」としています。しかし情報連携の具体的な仕組みは、依然として「イメージ」しか明らかにされず、なにも確定していません。また「マイ・ポータル」についても、法案では触れられていません。内閣官房の「情報連携基盤等の調達に係る情報提供依頼」では、情報連携

基盤システムの基本設計は2012年7月から始める予定になっており、番号法が審議される第180国会の会期中にはその姿は明らかになりません。仕組みがわからなければ、プライバシー侵害の危険を検討することもできません。そのような状態で番号法を決めることは許されません。

この情報連携基盤の所管は、『基本方針』や『大綱』では総務省でしたが、2011年12月16日の『社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要（案）』では内閣府及び総務省の共管となっていました。今回の番号利用法では、総務大臣が情報提供ネットワークシステムを設置し管理するとなっています（第十九条）。情報照会者と情報提供者は、情報提供の際は、情報照会者及び情報提供者の名称、提供の求めと提供の日時、特定個人情報の項目を記録することになっています（第二十一条）。

## 【6】差別の原因となるセンシティブなプライバシー情報も情報連携で提供

第十七条の七がいわゆる「情報連携」による提供事務で、別表第二に116事務が列挙され、以下のような情報がさまざまな事務に提供されます。『大綱』から利用事務の範囲と内容が拡大したことに伴い、プライバシーに深く関わり差別的扱いの原因となるおそれのある「障害」、母子、生活保護・失業、疾病・要介護などのセンシティブ情報や、住基ネットでは提供されない世帯情報も、情報提供ネットワークを通して提供されます。これらの事務の対象者であるということが、行政機関や関係する民間機関の間で情報共有されていくことになり、漏えいや本人の意思に反した利用が心配されます。

なおこの番号法では、医療等の分野の機微性の高い個人情報について特段の措置等を規定した特別法を2013年に国会提出することになっており、2015年の運用開始までにはさらに病歴や健診情報などセンシティブ情報の利用が拡大する予定です。

- ・医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者医療法による医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）
- ・介護保険給付関係情報（介護保険法による給付・保険料の徴収に関する情報）
- ・住民票関係情報（住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項＝世帯主、世帯主との続柄）
- ・生活保護関係情報（生活保護法による保護の実施に関する情報）
- ・中国残留法人等支援給付関係情報（中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報）
- ・児童扶養手当関係情報（母子世帯が受ける児童扶養手当の支給に関する情報）
- ・「障害者関係情報」（児童福祉法による障害児入所支援・措置、身障手帳、精神障害者保健福祉手帳、知的障害者情報）
- ・特別児童扶養手当関係情報（心身に障害を持つ児童がいる家庭を対象とする特別児童扶養手当の支給に関する情報）
- ・失業等給付関係情報（雇用保険法による給付の支給に関する情報）
- ・母子生活支援施設における保護に関する情報
- ・障害児の通所支援情報、障害者自立支援法による自立支援給付支給情報
- ・社会福祉法による生計困難者に対する貸付の情報
- ・母子及び寡婦福祉法による資金の貸付情報
- ・特別支援学校への就学奨励費の支弁に関する情報
- ・母子保健法による養育医療の給付・費用の支給情報
- ・障害者自立支援法による療養介護・施設入所情報

## 【7】個人情報保護の第三者機関と罰則

第三者機関を「個人番号情報保護委員会」とし、いわゆる「三条委員会」として設置するとしています。構成は委員長と委員六人（うち三人は非常勤）で、委員は個人情報保護・情報処理技術・社会保障制度又は税制に学識経験ある者、民間企業の実務に知識経験のあるもの、地方公共団体の連合組

織の推薦する者とし、両議院の同意を得て総理大臣が任命し、任期は5年とすることなどが規定されています。業務としては、個人番号利用事務等実施者に対する指導・助言、勧告や命令、報告や立入検査などとなっていますが、これらは第十七条第十一号に該当する場合（刑事事件の捜査等）における特定個人情報の提供や取扱には適用しないことになっています（第四十八条）。

また今回の法案で、罰則の内容が明らかになりました（第六十二～七十二条）。罰則は、個人情報保護法では適用外の保有個人情報5千件以下の事業者にも適用されます。しかしこれら重罰化や対象の拡大をしても、過失や故意ではない漏えいは処罰できず個人情報保護の効果は限定的です。個人番号カードを本人確認書類としてコピーする場合などどこまでが違法とされるかも曖昧で、刑法罰で警察の取り締まり対象にすることは「国家による監視の懸念」を高めるものです。なお個人情報保護の規定は、報道機関・著述業・学術研究・宗教活動・政治活動は適用外とされています（第三十条）。

- ・ 従事者が正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金（第六十二条）
- ・ 従事者が個人番号を自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供・盗用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金（第六十三条）
- ・ 情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営の従事者が、その業務に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下罰金（第六十四条）
- ・ 人を欺いたり暴行・脅迫、窃取、施設への侵入、不正アクセスその他個人番号保有者の管理を害する行為により個人番号を取得した場合は、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金（第六十五条）
- ・ 行政の職員等が職権を濫用して職務以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報が記録された文書・図画・電磁的記録を収集したときは、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金（第六十六条）
- ・ 個人番号情報保護委員会の委員・職員が秘密保持義務に反して秘密を漏らしたり盗用した場合は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金（第六十七条）
- ・ 個人番号情報保護委員会の命令（第四十六条第二項・第三項）に違反した者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金（第六十八条）
- ・ 個人番号情報保護委員会の求めた報告・資料提出をせず、若しくは虚偽の報告・資料提出をしたり、職員の質問に答弁をしなかったり虚偽の答弁をしたり、検査の拒否・妨害・忌避をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金（第六十九条）
- ・ 偽りその他不正な手段により個人番号カードの交付を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金（第七十条）

## 【8】住基カードから個人番号カードへ

今回の番号3法案で、住基カードを廃止し「個人番号カード」に移行することになりました。整備法で住基カードに関する規定（住基法の第五節 住民基本台帳カード）を削除し、番号法で市町村長が「個人番号カード」を交付することを規定しています。また住基法で住基カードを提示することとされていた部分（住民票写しの広域交付、転出入の特例措置、など）は、「個人番号カード」の提示に変更されています。

住基カードは券面に住民票コードを表示していませんが、個人番号カードはマイナンバーを表示することになっています。マイナンバーを相手に伝えない本人確認手段が必要であること、現在の住基カードを全部回収し再発行するのは市町村においては事務負担になることなどの問題で住基カードを併用する案もありましたが、完全に切り替えることになっています。

この「個人番号カード」は、市町村が申請により交付するもので、カード記載事項は氏名・住所・生年月日・個人番号・写真・その他その者を識別する事項のうち政令で定める事項となっています（第五十六条）。性別が記載事項から削除されたのは良いことですが、情報連携の前提として基本4情報

で個人情報を突合することとの関連に疑問が残ります。また政令で「その他その者を識別する事項」の記載を定めることができ、指紋・顔貌等の生体認証情報の利用が危惧されます。

個人番号カードの交付を受けている者は、転入届の際に提出が義務づけられ、カード記載事項に変更があった時は14日以内に、紛失時には直ちに届け出が必要で、有効期間満了時には返納しなければなりません。カードの詳細は住基法と同様に総務省令で規定されることになっており、住基カードと同様に市町村が条例によりカードを利用できることになっています。

## 【9】住基ネットの利用拡大と国民管理への変質

この共通番号制度にともない、住基ネットから個人番号を含む本人確認情報が「個人番号利用事務実施者」に提供されることとなります（第十一条）。今回の番号制度では、個人番号を利用する行政や事業者は、住基ネットから提供される最新の基本4情報によってみずからの保有する個人情報を更新することが求められています。そのため、住基法の別表が「整備法」により改正されます。

住基ネットは給付事務と資格付与の際の本人確認に使用すると説明されてきました。導入を決めた住基法改正の国会審議では、住基ネットは住民サービスのための制度であり、徴税や犯罪捜査、治安管理等に利用するものではないと答弁されました。現行の住基法で住基ネットを徴収事務に利用しているのは、年金からの介護保険料の特別徴収だけです。しかし今回の改正により、税金や費用の徴収、認定や入所入院措置のような権力行政、患者・対象者管理にまで利用対象が拡大します。住基ネットの目的も、住民サービスから国民を監視・追跡・管理する制度へと変わることになります。

事務の位置づけも、市町村が行う個人番号の指定・通知や個人番号カードの交付事務は、「第一号法定受託事務」になりました（第五十八条）。これは本来国が行う事務を市町村が行うものであり、住基ネットが「自治事務」として市町村の事務であったのとは対象的です。カードも住民サービスのためのカードから、国家が個人を特定するためのカードへと変わります。

住基ネットに対しては、自治体から様々な異議申し立てがされてきました。矢祭町は現在でも住基ネットに接続しておらず、また少くない市町村の条例では、住基ネットで個人情報の管理に問題が生じた時には首長の判断で接続を停止する規定をしています。「法定受託事務」にしたのは、これらの批判を権力的に封殺するものです。

さらに住基ネットのデータセンターである指定情報処理機関も、「財団法人地方自治情報センター」から「地方公共団体情報システム機構」に移行します。この「地方公共団体情報システム機構」は地方公共団体が出資する「地方共同法人」です。

この機構への移行により、住基ネットから国等の機関への本人確認情報の提供方法が大きく変わります。現行の住基法では、都道府県が国等に本人確認情報を提供することが原則で（住基法第三十条の七 3）、指定情報処理機関にその事務を行わせることができますとなっています。現実にはすべての都道府県が委任していますが、三ヶ月前に通知すれば委任を解除できることになっています（第三十条の二十六）。長野県が田中康夫知事時代に委任を解除して県が直接国等に提供する検討をしたことがありますが、これは住基法では合法でありむしろそれが原則でした。

これに対し「整備法」により住基法が改正され、都道府県は本人確認情報を「機構に通知するものとする」に変わり（改正第三十条の七）、機構が国等の機関に「機構保存本人確認情報」を提供する（改正第三十条の九）ことにされています。機構はタテマエ上は国の機関ではないものの、実質的には本人確認情報は国の意のままに利用できるものになります。

また現在は「公的個人認証」事務は財団法人自治体衛星通信機構という別の組織が行っていましたが、これも地方公共団体情報システム機構に移行します。「番号生成機関」もこの機構が行います。地方公共団体情報システム機構は国民総背番号制度の中枢を担う組織になっていきますが、現在の地方自治情報センターでは対象外だった情報公開や自己情報コントロールの仕組みがどうなるのかは、「機構法」には書かれていません。